

第一種奨学金と「授業料後払い制度」の比較（参考）

第一種奨学金

こんな方におすすめ！

- ・授業料よりも、月々の生活費を手厚く支援してほしい方
- ・人的保証や、定額返還方式を利用したい方

授業料後払い制度

こんな方におすすめ！

- ・授業料を支払うためのまとまった資金を用意することが難しい方
- ・所得が低い間や将来子どもが生まれた際に、できるだけ返還月額を低くしたい方

～在学中の支援内容～

月々の振込額※1

50,000円
または
88,000円

年間の振込総額（例）※1

600,000円 ~
1,056,000円

授業料支援金※2※4

【国・公立】
最大535,800円/年
【私立】
最大776,000円/年

生活費奨学金※3

20,000円/月
または
40,000円/月

年間の振込総額（例）※4

【国・公立】 年間最大1,015,800円
【私立】 年間最大1,256,000円

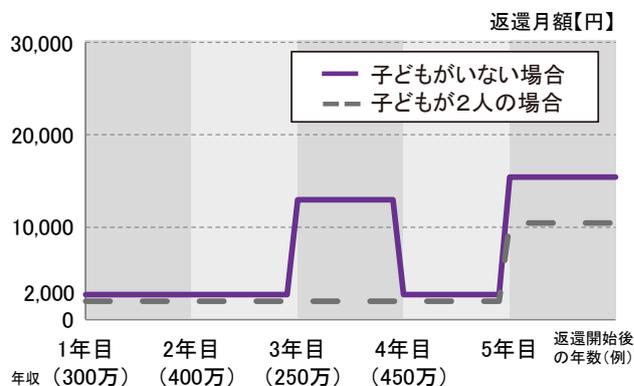
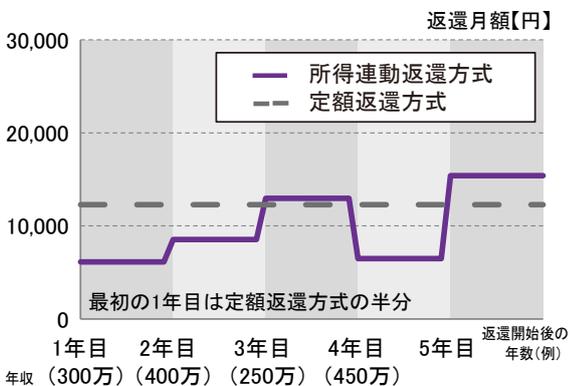
※1 機関保証制度を選択した場合、この金額から保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額は保証料相当額を加えた額になります。

※2 授業料支援金のうち、支援対象授業料は、実際の授業料に応じた額を学校が指定します。実際の授業料や授業料減免等により、振込額がこれより少なくなることがあります。

※3 この金額から保証料相当額が差し引かれ振り込まれます。最終的に返還が必要な額は保証料相当額を加えた額になります。

※4 貸与額(返還が必要な額)は、この金額に支援対象授業料にかかる保証料相当額が加算されます。

～卒業後の返還～



(注)「授業料後払い制度」は所得連動返還方式のみ

※定額返還方式の返還月額は、88,000円を2年間貸与した場合を想定しています。

※年収が、1年目300万円、2年目400万円、3年目250万円、4年目450万円と推移した場合を想定しています。
(所得連動返還方式の割賦額は年収を得た次の年に反映)

※授業料後払い制度においても、博士課程等に進学した場合には在学猶予の利用が可能です。

※授業料後払い制度では、返還者に子どもがいると、返還月額の計算時に追加の控除があります。